

標 題：

日本籍船以外の74SOLAS 88年改正の現存船に
対する同改正第Ⅲ章の要件の適用について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 3 4

Date: 平成 6 年 4 月 1 0 日

関係船主各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既に、NKテクニカルインフォメーションNo.91（平成 3年 2月15日付）及び
No.102（平成 4年 1月27日付）でお知らせしていますように、1992年 2月 1日前に建造さ
れた船舶（以後、現存船という）に対しては、74SOLAS の88年改正の第Ⅲ章第 6規則 2に
従って、救命用無線設備として、双方向 VHF無線電話装置及びレーダートランスポンダー
を設置すべきことが同改正の第Ⅲ章第 1規則 6に定められており、1995年 2月 1日以降、
この条件（以下、現存船の要件という）に適合していない場合には、貨物船安全設備証書
の有効性が認められなくなります。

これらの規定に適合させるための各装置の技術的要件及び弊会の検査方法等について、下
記の通りお知らせ致します。

敬具

記

1. 双方向 VHF無線電話装置

双方向 VHF無線電話装置については、従来の要件にくらべ、88年改正によって次の事柄
が新たに要求されています。

- a. IMO決議 A605(15) の性能基準にしたがって、主管庁が承認したものであること。
- b. VHF帯の周波数156.8MHz（チャンネル16）と、少なくとも1 つの追加チャンネルで運
用できること。

したがって、1992年 2月 1日以前に本船に搭載されている双方向無線電話装置のうち、
UHF 帯を使用するものは、この要件に適合しないので新たに適合品を搭載する必要が
あります。

一方、VHF帯を使用するものにあっては、上記 bを満足し、かつ、主管庁が適当と認め
た場合は、1999年 2月 1日までの使用が認められます。

現在までに判明している、本件に関する各主管庁の取扱い、ならびに特別の追加要件を行う主管庁の国名とそれぞれの追加要件は次に掲げるとおりです。

使用を認める条件：

双方向無線電話装置でVHF帯のチャンネル16及びその他 1チャンネル以上のチャンネルを有するもの。

上記条件で使用を認める国：

Antigua and Barbuda	Greece	Papua New Guniea
Bahama	Kuwait	Saudi Arabia
Belize	Liberia	Sri Lanka
Brazil	Luxembourg	St. Vincent and
Brunei	Malta	the Grenadines
Chile	Marshall Islands	Vanuatu
Cyprus	Myanmar	
Denmark	Panama	

上記以上の条件を要求する国：

(1) Argentina

チャンネル16以外にチャンネル15又は17を有するものであること。

(2) Hong Kong

香港政府が認めた防水容器を備えていること。

(3) Netherlands

オランダ政府の型式承認済の双方向 VHF無線電話装置が入手可能となるまではチャンネル 6, 15, 16, 17, 及び 67 を有する双方向無線電話装置の使用を認める。

2. レーダートランスポンダー

レーダートランスポンダーは、IMO 決議 A604(15) の性能基準にしたがって、主管庁が承認したものでなければなりません。

同改正第Ⅳ章第 7規則 1.3には「本船用レーダートランスポンダー」の設置が規定されていますが、同第 7規則 1.3.2に示されているように、本 2. でいう救命用無線設備として装備されるうちの一台は、この「本船用レーダートランスポンダー」として共用することが、認められています。

3. 検査と検査記録書、証書の処理

1994年 2月 1日以降に行われる貨物船安全設備の更新検査又は毎年の強制検査の時に、本船の設備が現存船の要件に適合しているか否かの確認をします。

その結果、現存船の要件に適合していないことが判明した場合には、検査員の発行する検査記録書に1995年 2月 1日までに当該要件に適合させる必要がある旨の注記をします。更に、新たに発行される貨物船安全設備証書、又は現有の証書に、1995年 2月 1日までに当該要件に適合しない場合には、1995年 2月 1日以降当該証書の有効性が消失する旨の注意書きを記載します。

注意書きの有る貨物船安全設備証書を持った船舶につきましては、船主各位により現存船の要件に沿って設備した後、弊会に適合確認のための臨時検査を申請して頂き、検査終了後、貨物船安全設備証書を新たに発行することになります。

4. 74SOLAS 83改正の要件の係わる設備の陸揚げについて、

現存船の要件の適合が確認された後は、下記の設備は任意の設備となり、陸揚げが可能となります。 貨物船安全設備又は安全無線設備の検査の機会に設備の抹消の確認を受けて、その後に陸揚げ等を行って下さい。

- (1) 救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置
- (2) 救命艇の無線電信設備
- (3) 救命用の端艇及びいかだの非常用の位置指示無線標識
- (4) 双方向無線電話装置

以上